

「健康食品」の安全性確保に関する検討会 とりまとめ事項の進捗状況について

検討会以前
の取り組み

検討会
とりまとめ

現在の
進捗状況

製造段階における具体的な方策

「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」について(平成17年2月1日付け食安発第201003号)

- ・原材料の安全性の確保(文献検索を実施、食経験が不十分なときは毒性試験を実施)
- ・製造工程管理(GMP)による安全性の確保(全工程における製造管理・品質管理)
- ・上記の実効性の確保(第三者認証制度の導入)

資料2-2, 2-3参照

消費者に対する普及啓発

保健機能食品等に係るアドバイザーースタッフの養成に関する基本的考え方について(平成14年2月21日付け食発第0221002号)

- ・製造事業者による適切な摂取目安量や注意喚起表示
- ・アドバイザーースタッフの養成課程や活動のあり方について一定の水準を確保

資料3-1参照

健康被害情報の収集及び処理体制の強化

健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について(平成14年10月4日付け医薬発第1004001号)

- 因果関係が明確でない場合等も含め、より積極的に情報を収集
- * 医師等を対象に「健康食品」の現状や過去の健康被害事例等について情報提供

- ・消費者庁等関係省庁等との連携の強化
- ・医師向け情報提供用パンフレットの作製